

令和3年7月 文書質問及び回答

1 質問者 我孫子洋昌議員

2 質問事項 行政事務の根拠となる条例、規則、要領の改定について

質問の内容・要旨	回答
<p>下川町公区設置条例の別表にある公区の区域には、「風連町」との表記がある。「風連町」を「名寄市」と読み替える規定も無い。また、下川町防犯灯、街路灯電気料補助金交付規則の書式の日付は、依然として「昭和」が記載されている。</p> <p>電話予約による住民票の写し等の交付事務処理要領には、第5条で、まちおこしセンターコモレビでの交付が規定されているが、現在は実施されていない。</p> <p>下川町防災行政(農村情報連絡)用無線施設貸付規則第1条には、「下川町農業協同組合」とある一方で、農業振興基本条例第2条では、「北はるか農業協同組合」との表記がある。</p> <p>このように、町の行政事務の根拠となる条例、規則、要領については現状に合わせて絶えず更新、改訂作業が必要であると考え、どのように対応しているのか。</p>	<p>下川町公区設置条例の「風連町」の記載については、ご指摘のとおり修正がなされておりませんでしたので、今後一部改正議案を提案し、承認を頂き修正したいと思います。また、下川町防犯灯、街路灯電気料補助金交付規則の様式の「昭和」の記載については、元号を削除し修正しました。</p> <p>電話予約による住民票の写し等の交付事務処理要領については、廃止しました。</p> <p>下川町防災行政(農村情報連絡)用無線施設貸付規則については、既に該当する施設がないことから、廃止しました。</p> <p>行政事務の根拠となる条例、規則、要領等については、法律改正や運用の変更等に伴い、適宜更新や見直しを行っていますが、完全には対応できていない箇所もあります。現在、その条例等に基づく事務が実施されていて、緊急的な対応が必要な案件につきましては、直ちに改正等の手続きを行っていきたくと考えています。また、その他改正等が必要なものにつきましては、同様のものがないか全体を精査したうえで、順次改正等の手続きを進めていきたくと考えています。</p>